

イギリス議会エンクロージャーにおける 土地分配・詳論(2)

——ウェストン・ターヴィル教区の研究——

重 富 公 生

目 次

I 本稿の対象と方法

- (1) はじめに
- (2) 史料

II エンクロージャーによる土地分配過程

- (1) エンクロージャー実施以前の状況 (以上第10巻第2号)
- (2) 土地分配業務の進行 (以上本号)

(2) 土地分配業務の進行

このようにエンクロージャー実施の気運が教区内で醸成されていくなか、1797年には主要な土地所有者のエンクロージャー同意の意志を確認する作業がすすめられた。教区外在住の主だった所有者がエンクロージャーに賛成である旨を伝えた手紙が残っている。一例として Earl of Wycombe の代理人 I. King がのちに囲い込み委員の書記をつとめる Acton Chaplin にあてた、同年9月10日付の手紙の内容をみてみよう。いわく、同伯のウェストン・ターヴィル教区内の所有地は広さわずか100エーカーたらずであるが(実際は次節でみるように175エーカー)、エンクロージャーの実施により土地の改良が期待できる。現在伯は不在であるが、教区の土地所有者の大部分がエンクロージャーを望んで

いるのであれば、賛成することは間違いない [IR/M/ 3 / 3 / 57]。また教区内最大の土地所有者であった Mercers Company からのエンクロージャーへの賛意を表した手紙も残っている [IR/M/ 3 / 3 / 59]。

一方同じ9月10日には教区民にたいして、つぎのような通知が出されている [IR/M/ 3 / 1 / 28]。

Notice is hereby given

That application is intended to be made to Parliament in the ensuing Session for leave to bring in a Bill for Dividing, Allotting and Inclosing the Open and Common Fields, Common Meadows, Common Pastures and other Commonable Lands within the Parish of Weston Turville in the County of Buckingham.

Dated this Tenth day of September 1797.

すなわち、次期開会の議会で早速エンクロージャー法案 (enclosure bill) を上程する段取りが組まれた。法案はさきの Chaplin を中心として準備・作成がすすめられたものと思われる。かれはエンクロージャー法令によって正式に任命される前から、教区内のエンクロージャー合意のとりまとめをはじめとするさまざまな活動をおこなっており、その活動にたいして、法案作成にあたりかれを補佐したグロスターシャー在住の弁護士 T. Markham とともに、相当の報酬を受け取っている¹⁾。

かくて法案が議会上程され、規定の手続により議会での審議がすすめられた。ウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャー法案が審議された時期は、種々の史料から判断して翌1798年の上半期にあたる。しかし本稿ではこの議会でのプロセスについては立ち入らず、稿をあらためて検討する予定である。

1) 拙稿「イギリス議会エンクロージャーの必要経費について」(『愛媛大学法文学部論集経済学科編』第22号, 1989), 80-82頁。以下、「経費」と略記。

活字化されたウェストン・ターヴィル教区のエンクロージャー法令 (enclosure act) には年月日は付されていないが、1798年の5月に最終的に議会を通過したもようである。同法令の正式名称はつぎのようになっている。“AN ACT FOR Dividing and Inclosing the Open and Common Fields, Common Meadows, and other Commonable Lands, within the Parish of *Weston Turville*, in the County of *Buckingham*.” [IR/M/3/1/1, p.1]。これはイタリックの固有名詞を置換すれば、他のエンクロージャー法令でも通用する常套的表現であった。

本稿のテーマである土地の分配については、印刷された法令の第12頁以降に規定されている。そこでの記載内容によれば、つぎの5種類の分配を区別することができる。

i) ウェストン・ターヴィル教区のマナー領主への割当。これは当時同教区の名目的なマナー権を所持していた国王ジョージ三世と、同時にいくつか存在していたサブ・マナー権の所持者への土地の割当である。次節で各土地所有者別に観察するさいに、該当者の箇所ですべて具体的にみてみたい。

ii) 教区聖職者への割当。これはさらにふたつに分けられる。第一に、教会所属地 (glebe land) およびそれに付随する共有権 (right of common) の分の割当。第二に、十分の一税 (tithe) 徴収権を所持していた教区聖職者にたいして、十分の一税の支払いの対象となっていた土地の所有者は、規定の割合の土地を割譲することによって支払いを免除されることになった。またエンクロージャーの土地分配の対象とならない旧囲い込み地の十分の一税については、同じく土地を割譲するか、定額のレント (corn rent) を納入することになった。エンクロージャー時の十分の一税の処置については別稿を参照されたい²⁾。

iii) コッティジ・コモン (コッティジ付随の共有権) への割当。すなわちエンクロージャーで廃止されるコッティジ・コモンのみの所有者への補償規定で、該当者が共同で利用できる土地が割り当てることとされた。ただしつぎのよう

2) 拙稿「エンクロージャーと十分の一税」(渡辺国広編『経済史講'92』慶応通信, 1991年8月出版予定)。

な規定もある。

“Provided nevertheless, That in case any Person or Persons, being entitled to such Cottage Commons as aforesaid, and having no Lands in the said Common Fields, shall signify in Writing to the said Commissioners, at or before their Second Meeting to be held in Pursuance of this Act, his, her, or their Desire to have and take specific Allotments out of the said Open Fields, in Lieu and Satisfaction of or for his or their respective Cottage Commons, then and in such Case the said Commissioners are hereby required to assign and allot unto such Person or Persons, such specific Allotments as in the Judgment of the said Commissioners shall be a full Satisfaction for the Cottage Commons belonging to the Person or Persons so applying as aforesaid; ...” [同上, pp. 17–18]

つまり希望者は個々に土地の割当を受けることも可能とされた。のちにみるように、該当者はほとんど全員こちらの方を選択している。

iv) 教区内の通常の土地所有者への割当。これはもっとも重要なものなので、やはり条文を引用する。

“And be it further Enacted, That the said Commissioners shall, and they are hereby required to set out, divide, assign, and allot all the then Residue of the Lands and Grounds hereby intended to be divided and inclosed, unto and amongst the several Persons being Owners and Proprietors thereof, or otherwise interested therein, in such Quantities, Shares, and Proportions, and in such Parts and Places as the said Commissioners shall adjudge and determine to be a just and proportionable Compensation and Satisfaction for their respective Lands, Grounds, Shares, Interests, Rights of Common, and other Property therein; and that the said Commissioners, in making such Divisions and Allotments, shall have a due Regard to the Quality as well as Quantity of the Lands and Grounds so to be divided and allotted, and to the Situation of the Houses, Buildings, Homesteads, ancient Inclosures, and other Lands and Hereditaments of the several Persons unto and for whom the same shall be respectively set out and

allotted, so that no undue Preference be given to any Person or Persons whom-ever, and that the several Allotments be made consistent with the general convenient Partition of the Whole.” [同上, p. 18]

これが囲い込み委員 (enclosure commissioner) の土地割当業務の中心となった。引用の後半に定められているように、委員は各所有者の不動産の位置、面積、地質等を考慮し、各人に公平に割当地を決定することとされた。

v) 最後に、開放耕地以外の土地も交換の対象となりえた。これはエンクロージャー時に屋敷地、庭地、果樹園、旧囲い込み地等の交換を、関係者の合意のうえで認めるものである。とくに旧囲い込み地については、それが屋敷地から遠かったり、そのうえさらに開放耕地の持ち分が隣接していたりするケースもあったので、開放耕地と同様に交換分合の対象とすることが許された。実際これもごく頻繁におこなわれた。

上記五種類の割当のうち、i) およびiii) は面積的にも微々たるものであったが、ii) の聖職者への割当はエンクロージャー後の教区においてかなりの部分の土地を占めることになった。実際は囲い込み委員の会合ではiv) の土地割当が議題の中心となり、他はそれと絡めたかたちで処理されていった。

土地の分配にかかわる一切の業務は委員の会合において方針が決定された。[表1] は会合の期日および場所の一覧表である。みられるように、1798年から1800年までのあしかけ3年間にわたり全部で16回の会合がもたれている。それぞれの会合は2～6日間、場所は Aylesbury, Wendover, Aston Clinton といった隣接教区の Inn でひらかれた。ウェストン・ターヴィル教区内で一度もひらかれていないのは、適当な Inn がなかったからであろうか。

さて、いま述べたように会合では上記のiv) の土地割当が中心となったが、そのための基礎作業として囲い込み委員は各土地所有者の土地財産等を正確に把握する必要があった。引用した条文のなかに “... the Commissioners ... shall have a due Regard to the Quality as well as Quantity of the Lands and Grounds ...” という表現がみられたが、quality の査定の方は測量士 (surveyor) が中心

【表1】委員の会合の期間および場所

年	回	期間(月・日・)	日数	会 場	所在教区
一七九八	1	6. 20, 21.	2	George Inn	Aylesbury
	2	7. 18, 19.	2	George Inn	Aylesbury
	3	8. 20, 21.	2	George Inn	Aylesbury
	4	9. 24-29.	6	Red Lion Inn	Wendover
	5	10. 18-20.	3	George Inn	Aylesbury
	6	12. 10-15.	6	White Hart Inn	Aylesbury
一七九九	7	1. 9-12.	4	White Hart Inn	Aylesbury
	8	2. 12-16.	5	George Inn	Aylesbury
	9	3. 27-30.	4	Bell Inn	Aston Clinton
	10	5. 13-18.	6	Bell Inn	Aston Clinton
	11	7. 15-18.	4	George Inn	Aylesbury
	12	9. 16, 17.	2	White Hart Inn	Aylesbury
	13	10. 18, 19.	2	White Hart Inn	Aylesbury
一八〇〇	14	2. 13-15.	3	White Hart Inn	Aylesbury
	15	5. 20-24.	5	George Inn	Aylesbury
	16	7. 3-5.	3	White Hart Inn	Aylesbury

(会合合計日数59日)

となって教区の土地台帳 (terrier) を作成することにより実施されたのにたいし, quantity の面は各土地所有者の財産の自己申告が軸となった。しばらくは後者の土地の申告が会合においてどう処理されたかを中心に見ていきたい。

第一回の会合の主要な議事内容は、まず教区のエンクロージャー実施のスタッフとなる囲い込み委員, 書記, 測量士の正式任命および宣誓と, 教区の土地所有者全員にたいして所有する土地・家屋等の不動産と家畜頭数を次回の会合において各自申告するよう, 要請することであった。それを受けて書記の

A. Chaplin が各土地所有者に送付した手紙の雛形と思われる草稿が史料として残っているので、これを掲げることにする [IR/M/3/1/3/4]。

Sir,

Aylesbury 22^d. June 1798

I am directed by the Comm^{rs}. for the Weston Turville Inclosure to request you will deliver to them at their Meeting appointed to be held at the George Inn Aylesbury on Wednesday the 18th. day of July next a specific account in writing of your Claim as Churchw. & overseers of the poor of Weston T. to the arable land meadow a pasture ground within the Common fields of Weston Turville containing the number of estimated acres thereof respectively with the number of Horses Cows and Sheep Commons and Manorial or other rights belonging thereto, And also the computed quantity of the old Inclosures setting forth the quality thereof (whether arable meadow or pasture) and what part of such Lands is Freehold, what Copyhold, and what Leasehold, or in Settlement or by what other tenure the same is held with the number of Commons of every description belonging to each seperate tenure and the name of the Tenant occupying such Estates respectively.

I am, y^r. most ob^l. Serv^t., A. C.

日付は第一回会合の終わった日の翌日となっている。実際にはこの草稿自体は、引用文面の5行目にあるように教会委員 (churchwarden) 兼教区民生委員 (overseer of the poor) をつとめていた T. Simons あてのものであるが、内容的には他とほとんど共通していることは間違いない。この文面によれば、各土地所有者が申告を要請されている財産項目の内容は、つぎのようにになっている。教区のコモン・フィールド内の耕地・草地・牧場の面積、馬・牛・羊の放牧権 (Commons)、マナー権および他の権利、旧囲い込み地の面積、そして以上のうち土地についてはそれぞれフリーホールド・コピーホールド・リースホール

ドの区別もはっきりさせること、また以上の所有 (tenure) に付随する共有権の有無と種類、占有テナントの氏名。

申告は7月の第二回会合において受け付けられたが、この時点では一部の土地所有者しか申告をおこなわず、多数が未申告となっている。やむなく同会合ではこれら未申告者にたいし、8月20日までに Aylesbury の Chaplin の事務所まで届けるか、その日から始まる第三回会合でかならず委員に申告する旨の通知を出すことが決定された。それ以後の申告は受け付けないことも確認されている³⁾。これを受けて大部分の未申告者が第三回会合までに申告をおこなったが、なお全員ではない。囲い込み委員たちは、この申告内容にもとづく教区の土地所有状況等の一覧表作成の作業を急いですすめなければならなかった。ふたたび書記によって書かれた催促状 (の草稿) には「一覧表 (リスト) の作成が遅れないように、できるかぎりすみやかに申告されたい」という記述がみえる⁴⁾。

詳しくは次節であつかうことになるが、各土地所有者の申告書はほとんどが史料として残っている [IR/M/3/1/2/2~48]。つぎに掲げる [表2] は、それとは別の申告者一覧表⁵⁾であげられた名前と、各申告書に記載された申告の日付および実際の申告人を示したものである。日付をみれば8月の第三回会合での申告が多く、日付が明示していないものもほぼ同様であったとみてよい。この会合でも未申告者がいたことを考えると、全体的に出足は遅れ気味であった。また実際の申告者が該当者と異なるケース、つまり代理人 (agent) によ

3) この通知の草稿 (draft letter) が2種類残存している。ひとつは7月20日付 [IR/M/3/1/3/3]、もうひとつは8月6日付 [IR/M/3/1/3/5] で、筆跡も異なっている。教区民などから委員や書記宛に送られてきた手紙が比較的多く史料として残っているのにたいし、その逆の手紙は性質上ほとんどまったく残っていない。したがってこのようなケースでは草稿が残されているもののみ文面を知ることができる。

4) この草稿 [IR/M/3/1/3/6] の欄外には、送付先の氏名を示すつぎのような書き込みがある。"Letters to be sent to, Geo. Busby, John Randolph, R^d. Mobley, Tho^s. Mobley, Rⁱ. Fitkin, W^m. Brill, John Parnham". うち最後の人物については該当者がみあたらず、綴りが正確でない可能性もある。

5) 表題は "Alphabetical list of Claims delivered in 20th. August 1798" となっている [IR/M/3/1/3/8]。しかし8月20日までの申告者はもちろん、これ以降の申告者も追加記入されているので、データとして用いることができよう。

[表2] 不動産等申告者一覧表

申告土地所有者氏名 (ファミリーネームを先に 記してある)	申告日(月・日、 無記入の場合日付 なし)	実際の申告者 (無記入の場合本人)
Axtell John		
Allnut Henry		
Buckingham Marquis of	※	
Burnham Jos. Esq ^r .		
Bates W ^m .	※○	
Burt W ^m .	○	
Barker John		
Barnett Cha ^s .	8. 20.	
Baldwin Jacob	8. 22.	
Brill W ^m .	8. 25.	
Busby & Randolph	○ 8. 26.	Geo. Busby
Carrington L ^d . (Hampden L ^d .)	8. 16, 23.	L ^d . Carrington, John Forster
Collett R. S. Esq ^r .		
Croxford Tho ^s . & Colleber- ry and W. H. Church	8. 16, 17.	W. H. Church
Croxford Tho ^s .	8. 20.	Farmor Bull
Croxford Mary	8. 20.	Farmor Bull
Cotsford Edw ^d . Esq ^r .	○ 8. 20.	W ^m . Bull
Dell Fell & C ^o .		
Fitkin Rob ^t .	8. 25.	
Goodson Aquilla	○	
Goodson Joseph	○	
Grace Tho ^s .	○	
Hughes John	○	
Hill Tho ^s .	8. 16.	Henry Rosset (書記の筆跡)
Hitchcock Rich ^d .	8. 20.	W ^m . Bull
Heywards Hook		
Hunt Rev ^d . D ^r .		
Jackson Jos.	※	
King Sir John Dashwood		Sam ^l . Lacey
Keen W ^m .	8. 18.	W ^m . Bull
Lowndes W ^m . Esq ^r .	8. 22.	
Minshull W ^m . Esq ^r .	○ 7. 18.	
Mercers Company	○ 8. 20.	Farmor Bull
Newman John Esq ^r .		
Newman Tho ^s .	○	
Neighbour W ^m .	○ 8. 20.	W ^m . Bull
Neighbour Edw ^d .	○ 8. 20.	W ^m . Bull
Pakington Sir John	7. 19.	
Purssell Rich ^d .		
Purssell Fra ^s .	○ 8. 10.	
Poors Land		T. Simons
Rawlinson Geo.	○ 8. 20.	W ^m . Bull
Sanders Eliz th .	○ 7. 18.	John Sanders
Simons Tho ^s .	○ 7. 18.	
Simons John	○ 8. 18.	
Smith Tho ^s .	○ 8. 20.	Farmor Bull
Tompkins J. W. Esq ^r .	○ 7. 17.	
Wycombe Earl of	○	Isaac King
Winter Tho ^s . Esq ^r .		

(注) ※印は申告書が残っていない。
○印はのちに割当希望地届けを提出した者。

る申告も目立っている。代理人としては Farmor Bull, William Bull といった人物が頻繁に活躍した。この 2 人についての詳細はわからないが、とくに William Bull の手になる申告書は様式も整えられ統一されているので、手広く代理業務をおこなっていたのであろう。Richard Hitchcock の場合は申告書の文面は書記の筆跡で、署名の字体のみ本人のものと思われる。おそらく文盲等の事情により、口頭での申告内容が書き写されたのであろう。申告書の内容自体は詳細度や申告項目においてかなりのバラツキがあり、これを一覧表に統一してまとめる作業は相当難航したであろうことを予測させる。

その一覧表作成の業務は同じ会合において書記が担当するように命じられている。すなわち申告の内容を土地所有者名のアルファベット順に表示し、完成しだいで教区教会の扉に貼付して一般の閲覧に付すこととされた。[表 3] は完成された一覧表である。同表の最下部に注記があるが、内容について異議のある者はきたる 9 月 25 日からの会合で申し出ることになった。なおこの一覧表は“Plough”と呼ばれていたパブ (public house) にも配置されたようである。表の内容をみると、氏名の記載順序はほぼアルファベット順 ([表 2] と同じくファミリーネームをさきに記してある) であるが、厳密ではない。各人の項目は、家屋 (messuage と cottage に分けられる)、所有地 (旧囲い込み地と開放耕地に分けられる)、以上についてはフリーホールドとコピーホールドに分けて表示されている。所有地の面積単位は、acre, rood, perch である。さらに共有権が馬・雌牛・雄牛・羊のそれぞれの頭数によって示されている。最後の Observation の欄にはその他の共有権の記載があるが、表示形式は一定していない。そのためかこの共有権をめぐるのはのちに多くの異義が出され、会合での決裁が必要であった。

[表3] 各土地所有者の申告不動産一覽表

An Alphabetical list of the names of the several Proprietors of Lands and other Rights within the parish of Weston Turville in the County of Bucks who have delivered in their Claims to the Commissioners appointed for dividing and inclosing the open and Common fields of the said parish together with an account of the property mentioned in each Claim.

氏名	freehold 保有				copyhold 保有				Commons for Great Cattle		Bull-ocks	Sheep Commons	Observations
	Mes-sua-ges	Cot-tages	Old Inclosure (a. r. p.)	Open Field Land (a. r. p.)	Mes-sua-ges	Cot-tages	Old Inclosure (a. r. p.)	Open Field Land (a. r. p.)	Horses	Cows			
Alnut Henry		1	8.3.7.	26.2.5.					3	3		27	
Axtell John		1	0.1.0.										No Common Right.
Buckingham Marquis of			56.0.0.	110.0.0.									With the common rights thereto belong.
Burnham Joseph Esqr. Do. late Woodcock Burnham Joseph Esqr.	1	2	0.2.0. 2.0.0.	2.2.0. 11.1.0.				10.2.0. 9.1.0.					With Customary Commons to the 2 Cottages, and right of Common for 1 horse, 1 Cow, and 10 Sheep for every 10 computed acres.
Bates William				3.2.0.		1				2	1	6	
Burt William		1	2.0.0.	22.2.0.				8.0.0.		2	1	6	with right of common for 1 horse, 1 cow and 10 Sheep for every 10 acres - 4 acres & 2 roads Tythe free.
Barker John		1	0.3.20.							2	1	7	
Barnett Charles		3	3.0.0.										No Common Right.
Baldwin Jacob		3	1.0.0.										Never Stocked. with the accustomed rights thereto belonging.
Brill William			0.0.0.	0.1.0.									
Busby and Randolph				70.0.0.					6	7		67	
Collett Rob. Stratford Esqr.		1	42.0.0.							2	1	10	
Croxford Thos. and Colleber- ry his wife and Wm. Humphry Church		2	3.2.0.	7.1.0.									with right of Common thereto belonging.
Croxford Thomas		1											with the accustomed rights of Common thereto belonging.
Croxford Mary		1											with Do.

Cotsford Edwd. Esqr.	1	Sei- te	6.2.0.	5.0.0.							with Do. 4 acres Tythe free.
Dell Fell & Co.	1		1.2.0.					2	1	7	
Fitkin Robert		1									with the accustomed rights thereto belonging.
Goodson Aquilla		1	1.0.0.					1	2	6	
Goodson Joseph		3	2.0.0.	30.2.0.				3	6	18	{ and 1 horse and 1 Cow to every 10 acres and 1 Sheep to an acre.
Grace Thomas	1		32.0.0.								
Hampden Rt. Hon. Lord Visct.			16.0.0.								With Right of Common without Stint.
Hughes John	1		1.0.0.	21.2.0.			2	2		21½	
Hill Thomas	1		0.0.0.	5.0.0.							this property included in the claim made by Thos. Simons.
Hitchcock Richard				2.0.0.							With Common of pasture thereto belonging.
Heywards Hook				3.0.0.							With Right of Common.
Hunt Revd. Dr. Do.	All	the great and small Tythes of the Parish except Mr. Lowndes' Farm which is under an annual Payment									
Jackson Joseph	1	1	8.0.0.	57.0.0.							With the usual number of Horse, Cow, and Sheep Commons.
King Sir Jn. Dashwood	1		2.0.0.	48.3.0.							With rights of Common thereto belonging.
Keen William		1	6.3.19.	1.0.6.						1	
Lowndes William Esqr.		1	75.0.0.								With the accustomed rights of Common thereto belonging.
Minshull Willm. Esqr.	1	The Sei- te of 2 Cottages	6.0.0.	124.0.0.							Subject to a Modus in lieu of Tythes - with the right of Common belonging thereto.
Mercers Company Do.	The	Manor of Hyde. 8 Cot- tages and Seites	64.3.0.	456.3.0.							{ two Cows 1. Bullock and 6 Sheep to each cottage common, with Com- mons for 2 horses or 2 Cows for every 10 acres, of Estimated Land, the meadowland in Stratford & South meadow Tythe free.
Newman John Esqr.			250.0.0.	5.0.0.			½	½		5	With Manorial Rights and Right of Common viz: 1 Sheep to every acre and 3 Cows and 2 horses for every 20 acres. 38 acres of the Meadow Tythe free.

Newman Thomas		8.0.0.					3	1	6		
Neighbour William	2	1.3.0.	14.0.0.							With accustomed rights of Common thereto belonging.	
Neighbour Edwd.	2	4.0.0.	13.0.0.		5.0.0.					} and 1 acre of open field land Leasehold - with accustomed rights to same premises respectively belonging - 3 acres of the Meadow ground Tythe free.	
Pakington Sir John Do.	The Manor of Broughton Hollands otherwise Broughton Staveley.									With the Manorial rights thereto belonging.	
Purssell Richd.			4.3.0.		27.2.0.					with right of 1 sheep Common to an acre 1 Cow to 10 acres 1 horse to 10 acres.	
Purssell Francis	3	4.0.0.	38.0.0.		19.0.0.		2	1	6	} to each cottage, 1 sheep to an acre, 1 horse and 1 cow to 10 acres.	
Poor Land			11.0.0.						11	1 cow Common to 10 acres 1 horse Common to same.	
Rawlinson George	1	1	1.0.0.	0.3.0.		15.2.0.	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	15 $\frac{1}{2}$	with accustomed rights to 1 Cottage.	
Sanders Elizabeth				61.0.0.			6	6	61		
Simons Thomas	2			27.2.0.				4	2	12	} for 2 Cottages with right of Common 1 sheep to an acre and 1 horse and 1 cow to 10 acres. This includes the property claimed by Thos. Hill.
Simons John	1	5.0.0.	2.0.0.		11.0.0.		2	1	6	} for 1 Cottage with right of Common 1 sheep to an acre 1 horse and 1 Cow to 10 acres.	
Smith Thomas	1									with accustomed rights of Common thereto belonging.	
Tompkins J. W. Esqr. Do.	The Manor of Butlers and Molyns.									with the Manorial rights thereto belonging.	
Winter Thos. Esqr.			108.2.0.	14.0.0.					14	and Cow Commons & horse Commons in proportion. no right of Common.	
Wycombe Earl of	1	72.0.0.	103.0.0.				2	1	6	} for the Cottage and 10 Sheep Commons 1 horse Common and 1 Cow Common to every 10 acres.	

Notice is hereby given that if any person or persons have any objections to make to any of the Claims above mentioned they are state them in writing and deliver the same to the Commissioners at their next Meeting to be held at the Lion Inn at Wendover on Tuesday the 25th. day of September 1798.

By Order of the Commissioners Acton Chaplin Clerk
Dated this 2d. day of Sept. 1798.

この一覧表にかんする異義は9月の第四回会合で受け付けられた。この会合では全部で29件の異義が出されているが、異義の内容はすべて議事録に記載されている⁶⁾。それをみれば、異義はほとんどがコッティジ・コモンやその他の共有権にかんするものである。異義の出された件については、次の会合でその異義を支持するか反対であるかについて、該当者および関係者の意見を聴取することとなった。該当者には異義内容を手紙で知らせる一方、その旨の通知がやはり教会の扉に貼付された。史料として残っている通知の草稿は、つぎのような文面になっている [IR/M/3/1/7]⁷⁾。

Weston Turville Inclosure

Notice is hereby given that the Commissioners of the said Inclosure will meet on Thursday the 18th day of Oct^r. next at the George Inn in Aylesbury to hear Evidence in support of the several Claims which have been objected to and also in support of the several objections which have been made to the said Claims.

By Order of the Comm^{rs}., Acton Chaplin, Clerk

29th Sept^r. 1798

第五回会合では申告内容にたいする賛成者と反対者両方の事情聴取がおこなわれた。囲い込み委員はそこで申告者自身の主張と反対者のそれを聞き、証人

6) この議事録は“Enclosure Commissioners’ Minute Book: Weston Turville in the County of Buckingham (1), (2), (3)”と題して、本誌第9巻第1号(1989), pp. 141-153, 同第9巻第2号(1989), pp. 129-151, 同第10巻第1号(1990), pp. 171-183に全文を翻刻しておいた。本稿で言及するさいはそれぞれMB(1), (2), (3)として典拠を示す。この脚注の箇所はMB(1), pp. 149-150。

7) これ以外に類似の草稿が三つほど残っている。ひとつは“My Lord”で書き出される手紙で、異義内容を具体的に相手に知らせている(“... and further to acquaint Your Lordship that your Claim to right of Common with^l. stint in respect of 16 Acres of inclosed Land is objected to...” [IR/M/3/1/3/7])。もうひとつのものも“Sir”で始まる異義内容の記述がある手紙である [IR/M/3/2/6/7]。もうひとつは本文で引用したものとだいたい同じで、一般的なかたちでの通知であろう [IR/M/3/2/6/6]。

の意見もおおいだうえて、最終的に裁定をくださった⁸⁾。ここにおいて各土地所有者の不動産等の持ち分が確定し、エンクロージャーの土地分配のための基礎資料となった。

以上は“quantity”の面、すなわち面積等の量的な把握であるが、さきに述べた“quality”すなわち質的な把握を目的とした測量士による土地台帳 (terrier) 作成の業務も、これと並行してすすめられた。すでに第一回の会合において、教区民にたいしてつぎの三つの通達が出されている。第一に、測量士による道路や耕地の区画作業の現場に、測量士から要請のあった者は立ち会うこと。第二に、各自の所有地にフリーホールド、コピーホールドおよびリースホールドを区別する標識を立てること。第三に、測量士に土地台帳作成のための情報を提供すること。しかし、以後の会合ではこの件にかんする議事録の記載はほとんどない。おそらく会合とは別個に現場の仕事としてすすめられたためであろう。この仕事には教区民の協力のほかに、助手 (assistant) も雇用されていたらしい。この教区で測量士をつとめたのは William Collisson である。ちなみに測量士への報酬支払い明細書 [IR/M/3/2/18] によれば、上記の区画作業にたいしては一日あたり21シリングで合計3ポンド3シリング支払われているので、区画作業だけで三日間費やされたことがわかる。また教区のコモン・フィールド全体を測量して地図を作成し、おのおのの土地の“quality price”を確定する等の仕事の名目で107ポンドもの報酬が支払われているので、これらがいかに専門的知見を要し時間と手間がかかる仕事であったかがうかがい知れよう⁹⁾。この業務についての会合での関連議事としては、9月の第四回の議事録のなかに「委員は教区内の耕地・草地その他すべての共同地 (Commonable lands) の査定 (Valuation) に着手した」という記述がある。同じく10月の第

8) MB(2), pp. 130-133. この議事録の記載内容のもとになったと思われるノートがあり、そこには申告者自身の主張、反対者の主張、第三者ないし証人のいい分についてのより詳しい直接的な記述がみられる [IR/M/3/1/20a, b].

9) 拙稿「経費」88-91頁。

[表4] “Quality Book” 第1ページ

N.	C a s t l e F i e l d	s.
1	Burnhams Close	20
2	Marroway Road W. end	23
3	Castle Furlong S. side	22
4	2 ^d . Qlty.	21
5	3 ^d . Qlty.	20
6	Sweard Pitts S. side	19
7	2 ^d . Qlty.	18
8	Hades to Last Qlty.	21
9	Cottymead Furlong	17
10	Hade to part of last Qlty.	21
11	Cottymead Close	17
12	Broad Leys	24
13	Greater Furlong N. side	19
14	2 ^d . Qlty. S. side	20
15	Gassimore Leys N. side	26
16	2 ^d . Qlty. 2 Lands	21
17	3 ^d . Qlty. S. side	27
18	Furlong under Ridgeway N. W. side	21
19	2 ^d . Qlty. S. E. side	22

五回では、「委員は旧囲い込み地の査定完了に歩をすすめた」となっている¹⁰⁾。

これらの測量士を中心とする査定成果である土地台帳は、“Quality Book”としてまとめられた。この土地台帳は第六回会合中にあたる12月11日の日付を持ち、3人の委員の署名がある [IR/M/3/2/1]。通して30ページほどで、内容的には前半部が開放耕地、後半部が旧囲い込み地に大別されている。前半の開放耕地の方はさらに4つの耕区 (Castle or Causeway Field, Middle Field, Lower Field, South Field) に分けられる。おのおのの耕区のなかの土地はその用途をも示す名称によって列挙され、場合によってはさらに等級別に細分化されている。そしてそれぞれについて通し番号とエーカーあたりのシリング評価額が明記されている。[表4]は開放耕地の部分の第1ページの記述内容である。

10) MB(1), pp. 150–151, MB(2), p. 129.

後半の旧囲い込み地もだいたい同じで、homestead, garden, meadow等の土地の名称と、それぞれについて通し番号と評価額が記されている。ただこちらの方はそのすべてについてそれぞれの所有者名の記入がある。残念なことに、この通し番号と対応したかたちでおそらく作成されたであろう地図は残っていないので、それぞれの土地の位置を正確に把握することは困難である。

このようにしてエンクロージャーの土地分配以前の教区内の土地所有状況を確定するために、まず量的な側面が各土地所有者の申告を軸として捕捉され、ついで質的な側面が土地台帳作成による評価額の算定によって捕捉された。これで各人の割当地決定のための主要な判断材料がそろったことになる。実際の土地の分配がおこなわれるのは12月の第六回会合以降のことになるが、すでに前回の会合において割当地の位置について希望のある者は、次回会合かそれ以前に書記まで申し出る旨の通達が出されている。それに応じて希望を出している者については、[表2]のなかで○印で示しておいた。

実際に割当地の面積および位置が土地所有者個々についてどのように決定されたかを仔細にわたって追求することは、史料的には不可能である。しかし以上みたことから判断すれば、一般的には割当地の決定はつぎのようになされたものと推定される。すなわち、まず該当者の持ち分の総価値を算定する。うち交換の対象外となる旧囲い込み地の価値を除外し、新割当地の価値を決定する。位置については該当者の希望をも勘案し、新割当地の面積および位置が決定された。ただ多種多様の共有権がそこにおいてどうカウントされたかについては、詳細はわからない。幸い土地所有者のひとりである Earl of Wycombe の新割当分の土地について、面積 (quality) を価値 (value) に換算した表が史料にふくまれている。つぎに [表5] としてあげたのがそれであるが、残念ながら他の所有者について同種の史料はない [IR/M/3/2/5/3]。この場合の価値の算定は、いうまでもなく上記の土地台帳 [IR/M/3/2/1] の評価額に厳密にもとづいている。たとえば旧囲い込み地で交換 (割当) の対象となった、表中の "Cold Carpenters" と呼ばれる土地は台帳において No. 117の土地として1エーカーあたり27シリングの評価がなされている。したがって表の数字のよう

[表5] Earl of Wycombe の土地の価値換算表

	土地の名称	面積 (a. r. p.)	価値 (£ s. d.)
新 割 当 地	Allotment in Castle Field	59. 2. 18.	66. 0. 5½.
	Old Inclosure called Cold Carpenters	1. 1. 4.	1. 14. 5.
	(合計)	60. 3. 22.	67. 14. 10½.
割当対象外の 旧囲い込み地	Burts Homestead & Close	4. 2. 25.	7. 18. 3½.
	Long Close	3. 1. 6.	5. 5. 2¼.
	Other Homestead & Close	5. 0. 31.	8. 6. 2.
	Far Ground	12. 3. 14.	14. 2. 5¼.
	Ten Acres	9. 3. 17.	11. 16. 6½.
	Five Acres	5. 3. 15.	6. 2. 8¾.
	Six Acres	6. 2. 26.	8. 6. 6¾.
	Sixteen Acres	13. 1. 25.	16. 15. 2.
	Little Mullins	4. 3. 18.	6. 1. 7.
	Great Mullins	7. 2. 21.	10. 6. ½.
	(合計)	74. 0. 38.	95. 0. 8½.
	総 計	135. 0. 20.	162. 15. 7.

に、1 a. 1 r. 4 p. では価値 £ 1 14s. 5 d. となる。この Earl of Wycombe の場合は割当対象外の旧囲い込み地の分 74a. 38p. すなわち価値にして £ 95 8½d. が総価値 £ 162 15s. 7 d. から差し引かれ、£ 67 14s. 10½d. の価値をもつ土地が割り当てられることになった。かくて Quality Book にもとづく価値額が新しい割当地算出の基礎とされたのである。なぜこの所有者についてだけ算定表が残存しているのかはわからないが、他の所有者についても同じような算定がおこなわれたことは間違いない。

割当地の算定と決定がなされたこの第六回会合の議事録に目をうつしてみると、測量士にたいして翌1799年の1月8日までに計画図（これ自体は残っていないが、内容的にはのちの裁定書 award と一緒に作成された確定割当地地図とほとんど変わらないと思われる）にしたがって土地を区画するようオーダーが出された。そして各所有者はそれを検分して、もし新所有地について何か不満があれば次回の会合で委員が聴取する旨、書記が手紙で関係者に知らせた¹¹⁾。その第七回の会合では何人かの（several）土地所有者（ないし代理人）が出席して、示された割当地にたいして別段反対を表明しなかったので、そのように確定したとの記述がある¹²⁾。この会合およびその後のどの会合でも割当地の位置にかんして不満が出されたという記述はない。とすれば、ほぼ全員によって承認され、順に新しい所有地が確定されていったものとみてよからう。しかも確定はこの会合の前後にそう長い時間を要せずすんだもようである。そう判断しうる根拠はふたつある。ひとつは、つぎの第八回会合ではすでにエンクロージャーの諸結果の公式報告書である裁定書の作成が始まっているからであり、もうひとつは第七回でつぎのような通達が教区民に出されたからである。

Ordered That all right of Common in over and upon the open and common fields common meadows and other commonable Lands within the parish of Weston Turville be from henceforth extinguished And that all Leases for a term of years or agreements at Rack Rent be vacated and do cease and become void from and after the 4th day of February next And that each and every tenant claiming to be entitled to a compensation for vacating such Leases or Agreements be prepared to state the same to the Commissioners at their Meeting to be held at the George Inn in Aylesbury on Thursday the 14th. of February next.

みられるように、教区内のあらゆる共有権および土地貸借の契約はきたる2月14日をもって停止されることとなった。ここにおいてウェストン・ターヴィル教区の開放耕地による耕作秩序が全面的に終結し、エンクロージャーの所期の

11) MB(2), p. 135.

12) MB(2), pp. 135-136.

目的が達成されたのである。次節では土地所有者個々における土地財産の変化を観察することにしよう。

(未完)

[付記] 本稿は平成元年度および同二年度文部省科学研究費補助金（奨励研究A）による研究成果の一部である。